事業所稅 稅額計算•申告書 記載例

~ ホテル・旅館のケース ~





ホテル・旅館のケース

非課税施設・課税標準の特例

事業者:株式会社御陵ホテル **業種**:ホテル業 **決算**:8月決算 **従業者数**:25名

客室A	15.36m ²	6	92.16m²
客室B	18.54m ²	4	74.16m ²
広間	60.78m ²	1	60.78 m ²
浴室	29.76m²	2	59.52 m ²
EV	4.33m²	2	8.66m ²
階段	16.78m ²	1	16.78 m ²
パイプスペー ス	4.22m²	1	4.22m²
廊下	89.52m ²	1	89.52 m ²
自販機スペース	7.44m²	1	7.44m ²
計			413.24m

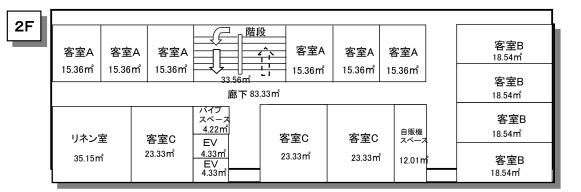
客室A	15.36m ²	6	92.16m ²
客室B	18.54 m i	4	74.16m ²
客室C	23.33m ²	3	69.99 m i
リネン室	35.15m ²	1	35.15 m ²
EV	4.33m ²	2	8.66 m ²
階段	33.56m ²	1	33.56 m ²
パイプスペース	4.22m ²	1	4.22m²
廊下	83.33m²	1	83.33 m ²
自販機スペース	12.01 m ²	1	12.01 m ²
t H			413.24mi

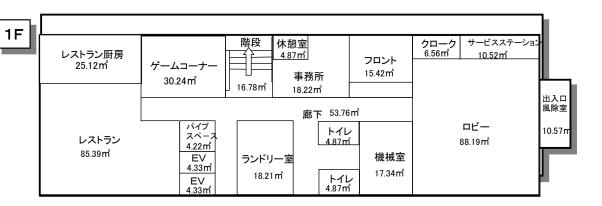
フロント	15.42m ²	1	15.42m ²
事務所	18.22m ²	1	18.22m²
休憩室	4.87m²	1	4.87m²
クローク	6.56m ²	1	6.56 m ²
サービスステーション	10.52m ²	1	10.52m ²
ロビー	88.19 m ²	1	88.19 m ²
ランドリー室	18.21m ²	1	18.21 m ²
ケ゛ームコーナー	30.24m ²	1	30.24m²
レストラン	85.39 m ²	1	85.39 m ²
厨房	25.12m ²	1	25.12 m ²
機械室	17.34m ²	1	17.34m²
トイレ	4.87m²	2	9.74m ²
EV	4.33m²	2	8.66 m ²
階段	16.78m²	1	16.78 m ²
パイプスペース	4.22m²	1	4.22 m²
廊下	53.76m ²	1	53.76 m ²
出入口	10.57m ²	1	10.57m ²
計			423.81 m

1,250.29m

合計

3F	客室A 客室A 客室A 客室A 16.78㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡ 15.36㎡			客室B 18.54㎡ 客室B 18.54㎡	
	広間 60.78㎡	パイプ スペース 4.22㎡ EV 4.33㎡ EV 4.33㎡	浴室 29.76㎡	浴室 29.76㎡	客室B 18.54㎡ 客室B 18.54㎡





資産割の免税点判定 市内に所在する事業所等の事業所床面積の合計(除く非課税床面積)が1000m以下の場合は課税されません。

① 算定期間末日の事業所合計床面積

☆ 事業所床面積は大津市内の算定期間末日にあるすべての事業所床面積を合計します。(共用面積がある場合は共用床面積も合計に加えます。)

ホテルの面積 1250.29㎡ ①

② 算定期間末日の非課税事業所床面積

☆ 休憩室等の福利厚生施設は非課税施設に該当します。また特定防火対象物に該当するため消防用設備等及び防災施設等に係る非課税の適用があります。

※特定防火対象物(映画館、遊技場、飲食店、物品販売店舗、旅館・ホテルなど)・・・・・・あらまし別冊 P.6参照 ※消防用設備等及び防災施設等に係る非課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あらまし別冊 P.7参照

例のホテルでは階段は特別避難階段以外の避難階に通じる直通階段に該当するので2分の1が非課税となります。 エレベーターについては非常用エレベーター以外のエレベーターに該当するので2分の1が非課税となります。

☆ 非課税施設の面積の計算

4.87 m² + ((89.52 m² + 83.33 m² + 53.76 m²)/2) + (4.33 m² × 6/2) + ((16.78 m² + 33.56 m² + 16.78 m²)/2)) + (4.22 m² × 3) + (10.57 m²/2) = **182.67 m²** ② 休憩室 廊下(2分の1非課税) EV(2分の1非課税) 階段(2分の1非課税) n^2 7プスペース(全部非課税) 出入口(2分の1非課税)

③ 免税点の判定

☆ 資産割の免税点は事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

課税標準の算定・税額計算

① 課税標準の特例

(課税標準の特例)·····あらましP.34···・控除割合1/2

- ① 旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設(宿泊に係る施設に限ります)。 具体的には次のとおりです。
 - 1 客室
 - 2 食堂(専ら(概ね8割程度)宿泊客の利用に供する施設に限る)
 - 3 広間(主として(概ね5割以上)宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く)
 - 4 その他宿泊に係る施設(ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、 階段(防災設備の非課税該当の直通階段等は除く)、昇降機(防災設備の非課税該当は除く)、リネン室、ランドリー室)
- ② 風俗営業法第2条第6項第4号の営業に係る施設(いわゆるラブホテル)は適用されません。

客室面積	402.63mീ
広間	60.78 m i
レストラン(専ら宿泊客が利用)	85.39 ท ใ
厨房	25.12 m
ロビー	88.19 m
浴室	59.52 m
機械室	17.34 m 1
フロント	15.42 m ੈ
クローク	6.56 ㎡
サービスステーション	10.52 ㎡
トイレ	9.74 ㎡
リネン室	35.15 m i
ランドリー室	18.21 m ²
階段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	果税該当は除きます

課税標準の特例対象床面積 合計 8<u>34.</u>57㎡

控除割合 2分の1 課税標準の特例適用対象床面積 417.28㎡ 1㎡の100分の1未満切捨て

② 課税標準となる事業所床面積 1

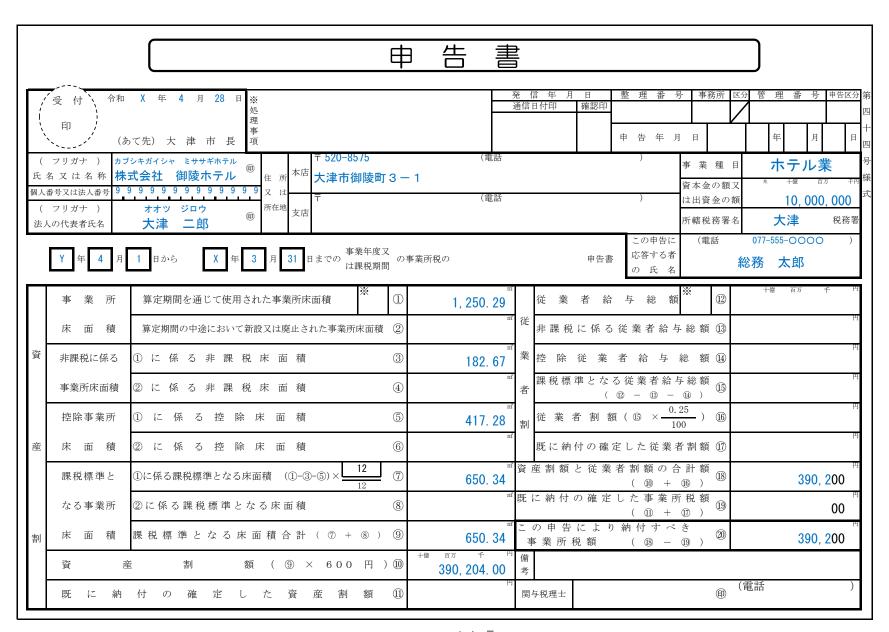
 $1250.29 \text{ m}^{2} - 182.67 \text{ m}^{2} - 417.28 \text{ m}^{2} = 650.34 \text{ m}^{2}$

事業所床面積 非課税面積 控除面積

③ 課税標準となる事業所床面積×税率600円で計算して資産割額を求めます。

④ 申告により納付すべき事業所税額は資産割額と従業者割額の合計により求めます。 事例では従業者数が25名で従業者割は免税点以下です。

390, 204円+0円=390, 204円 390, 200円 百円未満切捨て ···········税額



別表1 事業所等明細書 明細区分の別 事務所区分 管理番号 申告区分 算 令和 Y 年 4 月 1 日から 事項 事業所等明細書 株式会社 御陵ホテル 2. 算定期間の中途において新設又は廃 間 令和 X 年 3 月 31 日まで 個人番号又 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 された事業所等 明 事業所等の名称 所 在 地 及 び ビ ル 名 従 業 者 割 専用床面積 ⑦ 事業所床面積 使用した期間 (年月日) 従業者数 従業者給与総額 処理事項分事業所用家屋の所有者 住所・氏名 共用床面積 $(\mathcal{D} + \mathcal{D})$ 同上の月数 □ 御陵ホテル 大津市御陵町3-1 1, 250, 29 25 大津市御陵町3-1 株式会社 御陵ホラ から 1, 250, 29 十億 百万 まで 月 まで 十億 百万 千 まで まで 月 まで 十億 百万 千 ・ まで 月

別表2 非課税明細書 章 令和 ϒ 年 4 月 1 目から 非課税明細書 御陵ホテル |期 | 令和 X 年 3 月 31 日まで | 個人番号又 |は法人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 事業所等の名称 事業所等の所在地 大津市御陵町3-1 御陵ホテル 税 非 内 訳 非 課 税 床 面 積 ⑦ 非課税従業者数① 非課税従業者給与総額 ⑦ 法 第 701 条 の 34 第 3 項 第 26 号該当 4.87 法 第 701 条 の 34 第 4 項 第 号 該 当 177. 80 法 第 701 条 の 34 第 項第 号 該 当 障害者・(65)歳以上の従業者 計 182, 67 事業所等の名称 事業所等の所在地 産 割 非 税 内 訳 \mathcal{O} 非 課 税 床 面 積 ⑦ 非課税従業者数① 非課税従業者給与総額 🕝 項 第 号 該 当 法 第 701 条 の 34 第 法 第 701 条 の 34 第 項第 号 該 当 法 第 701 条 の 34 第 項第 号 該 当 障害者・() 歳以上の従業者 合 計 非課税事業所床面積等の合計

